

告示

埼玉県告示第百七十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 トリツ	11A066332 11A066332	四	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
五 トリツ	11B009999	一	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
二〇 トリツ	11E016257 11E016258	二	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
一〇〇 トリツ	11G075476	一	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
埼玉県行田市南河原四九五
川田石油店

免税証を交付した事務所
春日部県税事務所

亡失年月日
平成二十八年一月五日